





# 興行場の維持管理に必要な措置

定期的に確認しましょう。

松山市保健所 生活衛生課

# 1. 施設の全般の管理に関すること

営業者の責務	内容
清掃・消毒の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 施設の周囲は、定期的に清掃し、必要に応じて補修すること。</li><li>➤ <b>施設及び設備は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒を行うこと。(※)</b></li><li>➤ 壁及び天井は、常に清潔に保つこと。</li><li>➤ 清掃用具等は、専用の場所に保管し、保管場所は、常に清潔に保つこと。</li><li>➤ 食堂・売店・食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。</li><li>➤ 定期的にねずみ及び衛生害虫等の防除を行うこと。(※)</li></ul> 
設備・器具の保守点検	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。(※)</li><li>➤ 入場者用の座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。</li></ul> 
ごみの処理	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ ごみ箱は、廃棄物・汚液・汚臭等が飛散流ししないよう管理し、常に清潔に保つこと。</li><li>➤ ごみ箱以外の場所にごみを捨てないように、入場者の見やすい場所に表示すること。</li><li>➤ ごみ類は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。</li></ul> 
トイレの管理	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 毎日清掃し、常に清潔に保ち、臭気を著しく発散させないこと。</li><li>➤ 定期的に殺虫・消毒を実施すること。</li></ul>
喫煙所の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 所定の喫煙所以外での喫煙を禁止し、喫煙所以外で喫煙している者に対しては、制止し、適切に案内すること。</li><li>➤ 喫煙場所には、入場者の見やすい所に喫煙所である旨を表示すること。</li></ul> 

## 2. 観覧室の管理に関すること

営業者の責務	内容
空気環境の保持	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 営業時間中は、常に適正な温度・湿度に保つとともに、常時換気を十分に行い、空気環境の基準に適合するよう管理すること。</li><li>➤ 温度計及び湿度計は、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。</li><li>➤ 定期的に空気環境の測定を実施すること。(※)</li></ul>



## 3. その他必要な措置

営業者の責務	内容
従事者の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 衣服は、常に清潔に保つこと。</li><li>➤ 営業者又は従業者のうちから公衆衛生に関する責任者を定め、施設の衛生管理及び従業者の衛生教育に当たらせること。</li><li>➤ 伝染性の疾病に感染している者（感染の疑いのある者を含む）は、医師の診断により公衆衛生上支障を来しないと認める場合を除き、業務に従事させないこと。</li></ul>
帳簿書類の保存(※)	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 施設の清掃・消毒、ねずみ及び衛生害虫等の防除、設備及び器具の保守点検、空気環境の測定については、実施状況が把握できるよう帳簿書類を備え、3年以上保存すること。</li></ul>
事故等への備え	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 救急医療品及び衛生材料を適切に備えること。</li><li>➤ 必要に応じて医療機関等へ通報し、その指示を受ける等の入場者の救護について迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。</li><li>➤ 入場者に事故等が発生した場合は、その状況を適切に把握し、迅速かつ適切に対処すること。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 営業の許可を証する書類（許可証）を入場者の見やすい場所に掲示すること。</li><li>➤ 入場定員を入場者の見やすい場所に表示し、定員を超えて入場させないこと。</li></ul>



(※) 実施状況が把握できるよう帳簿書類を備え、3年以上保存すること。

## 4. 保持すべき空気環境の基準

「2. 観覧室の管理に関すること」のうち、空気環境の基準は、以下のとおりです。  
定期的に測定し、確認しましょう。

(空気調和設備の設置がない場合は、1～3の項目のみが対象となります。)

	項目	基準
1	炭酸ガス濃度	1, 500ppm 以下
2	浮遊粉じん量	0. 2mg/m <sup>3</sup> 以下
3	気流	0. 5m/秒 以下
4	温度	摂氏17℃以上28℃以下 ※ただし、冷房を使用する場合は、外気との温度差を7℃以内とすること。
5	相対湿度	30%以上80%以下

### 測定の頻度

特定建築物に該当する場合(3000㎡以上)は、2か月に1回の頻度で測定が必要です。  
それ以外の施設においても夏季及び冬季に各1回(年2回)は測定するようにしてください。



お問合せ先

松山市保健所 1階 生活衛生課 生活衛生担当

〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5

TEL: 911-1807 FAX: 923-6627

